

# 【継続】中山間地域等直接支払制度費

## 概要

○ 中山間地域等の条件不利地域（傾斜地等）と平地との生産費のコスト差を支援

予算額(当初)： 953,022千円

事業期間：H12年度～R6年度

## 背景／課題

・中山間地域等では、平地に比べ自然的、経済的、社会的条件が不利

・担い手の減少、耕作放棄地の増加等により、農業・農村が有する水源涵養機能、洪水防止機能等の多面的機能が低下し、国民全体にとっても大きな経済的損失の懸念

・中山間地域等において、担い手の育成等による農業生産の維持を通じ、多面的機能を確保する必要がある。

## 事業内容

### ○対象地域

「特定農山村法」「山村振興法」「過疎法」「棚田地域振興法」等の法指定地域及び地域の実態に応じて都道府県知事が指定する地域（特認地域）

### ○対象農用地

農振農用地区域内に存する一団（1ha以上）の農用地で、傾斜基準等を満たすもの

### ○主な交付単価（10aあたり）

- ・通常単価 田：急傾斜（1/20以上）21,000円、緩傾斜（1/100以上）8,000円  
畑：急傾斜（15°以上）11,500円、緩傾斜（8°以上）3,500円
- ・加算措置 棚田地域振興活動加算 田、畑 10,000円  
超急傾斜農地保全管理加算 田、畑 6,000円  
集落協定広域化加算 地目に関わらず 3,000円  
生産性・付加価値向上加算 地目に関わらず 3,000円

### ○交付対象者

集落協定に基づき、5年間以上継続して農業生産活動等を行う農業者等

### ○対象となる活動

協定に基づき実施する次の活動

- ①農業生産活動等を継続するための活動（耕作放棄地の発生防止活動等）
- ②体制整備のための前向きな取組み（集落戦略の作成）

なお、①+②実施の場合は通常単価、①のみ実施の場合は通常単価の8割

## 事業スキーム

中山間地域での農業生産活動等の継続

国土保全を含め農業の有する多面的機能の発揮

### 補助要件等

- ・負担率：国 1/2  
（※） 県 1/4  
市町村 1/4  
※特認地域の場合は各 1/3
- ・対象者：集落協定に基づき5年間以上継続して農業生産活動等を行う農業者等

「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づく制度として以下の事業と連動して実施

- ◇ 多面的機能支払交付金
- ◇ 環境保全型農業直接支払交付金

## 事業目標

中山間地域の農地保全取組面積 令和2年度（目標） 8,300ha

## 問い合わせ先

- 担当課：農村計画課  
中山間・棚田振興・農地保全担当
- 電話：023-630-2506